

掛川市告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年3月27日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月27日

掛川市長 久保田 崇

路線番号	路線名	供用開始起点	供用開始終点	供用開始の期日
18494	前坪北1号線	高御所字前坪328-1	高御所字前坪293-1	令和6年3月 日
18495	前坪北2号線	高御所字前坪328-63	高御所字前坪328-56	令和6年3月 日